



三 労 発 基 0125 第 2 号
令 和 5 年 1 月 25 日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則
及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第5号）の施行により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、三・三'ージクロロ一四・四'ージアミノジフェニルメタン（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に2年以上従事した経験を有することを交付対象要件とすることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。